

さくら市最低制限価格制度事務処理試行要領

(目的)

第1条 この要領は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第2項の規定に基づく最低制限価格制度（予定価格の制限の範囲内の価格で、最低制限価格以上の価格をもって有効な入札をした者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする制度をいう。）の手續きについて定めるものとする。

(対象となる入札)

第2条 最低制限価格制度の対象となる入札は、建設工事に係る競争入札のうち、さくら市低入札価格調査制度事務処理試行要領の対象となる入札を除いたものとする。

(最低制限価格の設定)

第3条 最低制限価格は、予定価格算定の基礎となった次に掲げる額の合計額（以下この項において「合計額」という。）から1万円未満の端数を切り捨てた額に100分の110を乗じて得た額とする。ただし、当該合計額が工事価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合は工事価格に10分の9.2を乗じて得た額を合計額とし、当該合計額が工事価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合は工事価格に10分の7.5を乗じて得た額を合計額とする。

- (1) 直接工事費の額（建築工事及び設備工事は、直接工事費の額に10分の9を乗じて得た額）に10分の9.7を乗じて得た額
- (2) 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- (3) 現場管理費相当額に10分の9を乗じて得た額
- (4) 一般管理費の額に10分の6.8を乗じて得た額

2 工事の性質上、前項の規定により難い工事の最低制限価格については、前項の規定にかかわらず、予定価格に10分の7.5から10分の9.2までの範囲内で発注機関の長（以下「所属長」という。）が定める割合を乗じて得た額とする。

3 入札執行者は、最低制限価格を予定価格書に明記するものとする。

(入札参加者への周知)

第4条 入札執行者は、入札参加者への指名通知及び公告に最低制限価格を設けた旨を明記するものとする。

(開札)

第5条 入札執行者は、最低制限価格を下回る入札が行われた場合、当該入札をした者を落札者とししないものとし、当該入札者に対して地方自治法施行令第167条の10項第2項の規定により落札者とししない旨を告げるものとする。

(入札経過の報告)

第6条 入札執行者は、前条の決定を行った場合は、さくら市入札執行事務処理要領（平成17年さくら市訓令第45号）に規定する入札結果一覧表に当該入札を失格と決定した旨を記載するものとする。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

制定文 抄

平成19年6月1日から適用する。

改正(平成20年8月11日告示第77号)

改正(平成21年7月23日告示第74号)

改正(平成25年9月4日告示第141号)

改正(平成26年3月20日告示第52号)

改正文(平成28年3月28日告示第74号)抄

平成28年4月1日から適用する。

改正文(平成29年3月30日告示第43号)抄

平成29年4月1日から適用する。

前文(令和元年9月19日告示第26号)抄

令和元年10月1日から適用する。

前文(令和4年5月18日告示第210号)抄

令和4年6月1日から適用する。